

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年11月17日

東京都後期高齢者医療広域連合長 多 田 正 見

東京都後期高齢者医療広域連合条例第13号

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する
条例（平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第22号）の一部
を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第1条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第2条の見出しを「（議員報酬）」に改め、同条中「議員の報酬」を
「議員報酬」に改める。

別表第1中「報酬金額」を「議員報酬金額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。